

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定について

1. 概要

騒音規制法及び振動規制法の規制地域は騒音規制法第3条第1項及び振動規制法第3条第1項に基づき、平成25年苫小牧告示第112号及び116号によって指定されている。

規制地域の指定は原則として都市計画の用途地域に準じて指定するものであるが、令和3年3月23日に都市計画の用途地域が大幅に見直されたため、新用途地域に合わせて規制地域の見直しを行う。

2. 経緯

年月日	内容
昭和57年5月1日 ～平成15年7月1日	苫小牧市の意向を踏まえ、北海道が規制地域の指定 (期間中6回)
平成23年8月30日	騒音規制法及び振動規制法の権限が北海道から苫小牧市へ移譲
平成25年3月27日	苫小牧市が規制地域の指定
令和3年3月23日	都市計画法に基づく用途地域の改定

3. 規制地域の基本的な考え方

市長は、騒音規制法又は振動規制法に基づき、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺その他で騒音又は振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を騒音又は振動について規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定する。

規制地域における区域の区分は、当該地域の土地利用の状況と住民の生活環境を勘案して行うこととし、都市計画法に基づく用途地域が定められている場合は、原則としてこれと整合を図る

4. 規制地域の指定による影響

規制地域の指定を行った地域 ⇒ 騒音規制法又は振動規制法の規制対象地域となる。

- ・ 空気圧縮機等の特定施設設置時に、能力によって届出の義務が発生し、規制基準値が適用される。
- ・ 工事時に作業内容によって特定建設作業の対象となり、規制基準値が適用される。
- ・ 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度が適用される。

5. 規制地域案

現行の指定地域・・・別紙 1

新指定地域（案）・・・別紙 2

6. 規制地域の指定方法

- ・ 原則的に都市計画の用途地域に準ずる。
- ・ 都市計画用途地域と実情の利用状況に乖離が見られる場合は、実情の利用状況に合わせた地域指定を行う。

(用途地域と規制地域の対照表)

都市計画法に基づく用途地域	騒音の区分	振動の区分
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	第 2 種区域	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	第 2 種区域
工業地域	第 4 種区域	

7. 今後のスケジュール

時期	内容
令和 3 年 8 月～9 月	関係部署との調整、パブリックコメント準備
令和 3 年 10 月～11 月	パブリックコメント実施
令和 3 年 12 月～4 年 2 月	パブリックコメント意見の精査、修正
令和 4 年 3 月	告示準備
令和 4 年 4 月 1 日	告示

騒音・振動規制地域 現行規制（平成25年4月版）

凡 例

【規制/地域の標示】

色分け	騒音規制法	振動規制法	都市計画法
緑	第一種区域		第一種低層住居専用地域
			第二種低層住居専用地域
黄	第二種区域	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
			第二種中高層住居専用地域
			第一種住居地域
			第二種住居地域
			準住居地域
赤	第三種区域	第二種区域	近隣商業地域
			商業地域
			準工業地域
青	第四種区域		工業地域
色無	規制なし	規制なし	指定なし/市街化調整区域

【改定箇所の標示】

改定箇所	
黒枠	…今回の見直し検討地域



